

Title	債権者保護と株主の責任：会計学の基本問題[III](10)
Sub Title	Creditor protection and shareholders' liabilities
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2018
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.61, No.4 (2018. 10) ,p.1- 12
JaLC DOI	
Abstract	債権者保護と株主の責任と会計の諸機能の関係について思量する。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20181000-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20181000-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 債権者保護と株主の責任

—— 会計学の基本問題〔Ⅱ〕(10) ——

友 岡 賛

### <要 約>

債権者保護と株主の責任と会計の諸機能の関係について思量する。

### <キーワード>

会計における計算, 株式会社, 株主, 債権者保護, 財務会計, 情報提供機能, 分配可能利益の計算, 有限責任制, 利害調整機能

<sup>1)</sup> 前稿をもって承け, 債権者保護と株主の責任と会計の諸機能の関係についてとつおいつ思量する。

### 株主と経営者の関係

通説にあつて, 株式会社の嚆矢, とされるオランダ東インド会社<sup>2)</sup>における株主の立場については次のように概説される。

「東インド会社以前の都市ごとの航海の時代には, 航海を計画し出資した者は無限の責任を負ったが, 東インド会社設立後は有限となった。それでも取締役は大きな支部では少なくとも6,000ギルダーを出資し, 万一会社が損益を計上した際にはまずその出資金を補填

---

### <引用について>

原文における ( ) 書きや太文字表記や圏点やルビの類いは, 原則として, これを省略した。したがって, 引用文におけるこの類いのものは, 特に断りがない限り, 筆者(友岡)による。

また, 引用に際して, 促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め, 漢数字は多くの場合, 算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) 友岡賛「財務会計論の前提としての株式会社・再論——会計学の基本問題〔Ⅱ〕(9)」『三田商学研究』第61巻第3号, 2018年。

2) 同上, 2頁。

に充てねばならなかった。ただし、会社の名前での第三者への債務の責任を彼らが負うことはない旨が特許状に明記されていた。この有限責任制は、現代の株式会社まで引き継がれ、採用されている。……一方、会社の事業に出資する一般の株主は、最低でも10パーセント、平均して20パーセント程度の配当金を受け取ったが、社の経営方針に対してはほとんど何の影響力も持たなかった。この点は……イギリス東インド会社の場合と大きく異なっている。……しかし、安定した高い配当金が期待できる東インド会社の株は人気が高く、400パーセント以上の額で取り引きされたという<sup>3)</sup>」。

要するに、配当はあり<sup>4)</sup>、また、株式の自由譲渡性はこれもあったもの<sup>5)</sup>、しかし、経営に口出しをすることはできず、すなわち共益権はなかった、ということだが、これはどういう状況だろうか。

株主と経営者の関係をもって財産管理に関する委託・受託の関係と捉える場合、この委託・受託関係の解消には①株主を辞める、②経営者を誅にする、③経営者を辞める、という三つの手立てがあるが、<sup>6)</sup> 如上の状況にある株主には②はなく、しかし、①はある。経営成績が思わしくない場合にも①の手立てをもって損害ないし損害の増大を免れることができようし、株主を辞めること（株式を手放すこと）は株価の下落を通じて②に類する意味をもちうるかもしれない。

なお、イギリス東インド会社については次のように述べられるが、異同は要するに社員総会の有無<sup>7)</sup>だった。

「17世紀半ばの……これらの特許状は、まず、会社が永続的な資本を保有することを認めた。イギリス東インド会社はこの時点で株式会社となったとも言えるだろう。……オランダ東インド会社とは異なり、イギリス東インド会社では、間接的とはいえ株主はその出資額<sup>8)</sup>に応じて会社の経営に参画することができた」。

## 債権者保護と利害調整

債権者保護については、例えば藤井秀樹によれば、「債権者の経済的利害の保護（債権者保護）

3) 羽田正『興亡の世界史 [第15巻] 東インド会社とアジアの海』2007年、101～102頁。

4) 配当があるのは当然のこととされるかもしれないが、しかし、ロシア会社にみられたような状況（友岡「財務会計論の前提としての株式会社・再論」8頁）もありうる。

5) オランダ東インド会社については「出資者の「持分」が、後の完成した形での株式制にみられる等額への分割と「株券」による表彰までに至っていないが、会社の「社員名簿」においてその譲渡の自由が明白に許され、かつ、その手続きが示されており」（中野常男「株式会社と企業統治：その歴史的考察——オランダ・イギリス両東インド会社にみる会社機関の態様と機能」『経営研究』第48号、2002年、4頁）とされているが、ただまた、「特許状において、出資は10年を期限として固定され、その間に入退社を許さず、そして、この10年の経過の後に「一般的清算（決算）」が実施され、その際にのみ有志者の入退社が許容されるものと規定された」（同上、14頁）ともされている。

6) 友岡賛『株式会社とは何か』1998年、56頁。

7) 中野「株式会社と企業統治：その歴史的考察」5頁。

8) 羽田『興亡の世界史 [第15巻] 東インド会社とアジアの海』104～105頁。

表1 会計の機能

機能	会計の基本目的
説明	受託責任の履行状況の説明
利害調整	分配可能利益の計算
情報提供	有用な投資情報の提供

表2 制度会計

	基本理念	会計の機能
会社法会計	債権者保護	利害調整
金融商品取引法会計	投資者保護	情報提供
税務会計	課税の公平性	課税所得の計算

表3 経済社会システムの類型と会計の主要機能

類型	企業システム	法システムの基本理念	会計の主要機能
英米型システム	直接金融	投資者保護	情報提供
大陸型システム	間接金融	債権者保護	利害調整

を図りながら、配当として株主に分配することのできる利益の金額を決定することを会計の基本目的とし、その基本目的を会計のメカニズムを通じて達成しようとするのが、会計の利害調整機能<sup>9)</sup>とされ、この藤井は利害調整を含む会計の諸機能を表1～3のように捉えているが、しかし、やはり債権者保護は利害調整機能と結び付き、投資者保護は情報提供機能と結び付くのだろうか。

表1に示されるように、藤井は会計の機能として説明機能、利害調整機能、および情報提供機能<sup>10)</sup>を挙げているが、異論はあろうものの、説明はこれを情報提供に含むこともでき、また、利害調整は利益計算をもってなされるのであれば、会計には計算という側面と情報提供（知らせる）<sup>11)</sup>という側面がある、ともいえよう。<sup>12)</sup>

ところで、会計における計算とは何か。

例えば分配可能利益の計算はこれにもとづいて配当の支払いという経済行為（過大な配当は支払わないという経済行為）が行われ、叙上の利害調整にかかわる計算は当該企業の経済行為（担保財産を維持するという経済行為）に繋がる計算としてこれを捉えることができようが、他方、経営

9) 藤井秀樹『入門財務会計（第2版）』2017年、18頁（（ ）書きは原文）。

10) 同上、21、53、60頁。

11) なお、「筆者とすれば、（利害調整機能 vs. 情報提供機能、といったように）利害調整と情報提供を同次元のものとして扱うことには違和感がある」（友岡賛『会計学原理』2012年、79頁（（ ）書きは原文））。

12) かくいう筆者も説明と情報提供を截然と区別している（友岡『株式会社とは何か』77～81頁）。

13) 「会計という行為には二つの面があり、一つは、計算する、という面、もう一つは、知らせる、という面である」（友岡『会計学原理』77頁）。

14) 同上、第2章第14～16節を参照。

成績を表す利益の計算はこれにもとづいて情報提供が行われ、すなわち計算された利益数値は情報である。

したがって、会計における計算には当該企業の経済行為のための計算と情報提供のための計算がある、ということになるが、とすると、前出の「会計には計算という側面と情報提供という側面がある」という述べ方（計算と情報提供を並列的に捉えること）は適当ではないような気もしてくる。しかし、経済行為のための計算と情報提供のための計算は会計という行為における位置を異にしているのかもしれない。すなわち、等しく、会計における計算、とはされながらも、経済行為のための計算はそれ自体が会計の目的であるのに対し、情報提供のための計算は（情報提供という目的に至る）手段として捉えられよう。

というわけで、分配可能利益の計算と経営成績を表す利益の計算は会計における位置をもって異にしており、したがって、「会計には計算という側面と情報提供という側面がある」という述べ方における「計算」（情報提供と並列的に捉えられる計算）は分配可能利益の計算の類いのみを意味することになる。

ただし、「等しく、会計における計算、とはされながらも」とは述べたものの、会計の定義の仕方によっては、当該企業の経済行為のための計算は、会計における計算、としては捉えられないかもしれない。

例えば往年のベストセラー・テキストにおいて飯野利夫は次のように会計の定義を述べている。

「広く会計といえば、「情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達する手続」をいう<sup>15)</sup>」。

また、「日本一読まれている財務会計のテキスト」と帯に書かれた近年のベストセラー・テキストにおいて桜井久勝は次のように述べている。

「会計は、ある特定の経済主体の経済活動を、貨幣額などを用いて計数的に測定し、その結果を報告書にまとめて利害関係者に伝達するためのシステムである<sup>16)</sup>」。

さらにまた、桜井の書と肩を並べ、「現代会計のバイブル」と帯に書かれた広瀬義州のテキストは次のように述べている。

「「会計」とは経済主体が営む経済活動およびこれに関連する経済事象を測定・報告する行為をいう<sup>17)</sup>」。

15) 飯野利夫『財務会計論（3訂版）』1993年、1-3頁。

16) 桜井久勝『財務会計講義（第18版）』2017年、1頁。

17) 広瀬義州『財務会計（第13版）』2015年、2頁。

「伝達する手続」、あるいは「伝達するためのシステム」、あるいは「報告する行為」といったように、言い回しに些かの異同はあるものの、これらの定義において計算（測定）<sup>18)</sup>は専ら情報提供（伝達ないし報告）のためのものであって、当該企業の経済行為のための分配可能利益の計算の類いは少なくとも定義のなかにはなく、したがって、そうした計算は会計における計算ではなく、分配可能利益の計算は会計ではない、ともいえるのかもしれない。

閑話休題。分配可能利益の計算はこれが債権者保護を念頭に置いて利害調整機能と結び付く、ということについては首肯できようが、しかし、やはり債権者保護は利害調整機能と結び付き、投資者保護は情報提供機能と結び付くのだろうか。

例えば飯野は「債権者のための会計」と題して次のように述べている。

「すでに貸付けた債権が回収できるか否か、また新たに貸付けてよいか否かを決定するための資料として、債権者も企業の会計に関心をもつようになり、債務者または資金の借入申込者に対して、そのために役立つ会計情報を提出することを求めるようになった」<sup>19)</sup>。

もっとも飯野は「「情報」という概念は現在では当たり前のように会計において用いられているが、そのようになった契機がこのASOBATの登場だった」とされるアメリカ会計学会（American Accounting Association）のASOBAT（*A Statement of Basic Accounting Theory*）の訳（『基礎的会計理論』）を手掛け、つとに前出の「情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達する手続」という「情報」を用いた定義を会計に与えているため、些か特別ともいえようが、他方、桜井は次のように述べている。

「現代の企業は多様な利害関係者との利害関係を伴いつつ経済活動を営んでいる。そのような利害関係者……は、自己の利益を守り、適切な経済的意思決定を行うために、企業の動向に強い関心を有し、企業に関する情報を必要としている。……銀行や社債保有者などの債権者は、自己が有する債権の元本と利子についての企業の支払能力<sup>21)</sup>に注目している」。

「支払能力に注目」は、支払い能力についての情報が欲しい、ということだろうし、また、広瀬は情報について次のように述べている。

「利害関係者はいろいろな経済的なニーズをもっており、そのニーズを満足させるために、情報を利用する。……金融機関などの債権者であれば、融資を行うべきか否か、融資先の

18) ここでは行論上の都合により「計算（測定）」としたが、ときに筆者は計算と測定を截然と区別している（友岡『会計学原理』82頁）。

19) 飯野『財務会計論（3訂版）』1-3頁。

20) 友岡賛『会計学の基本問題』2016年、192頁。

21) 桜井『財務会計講義（第18版）』3頁。

企業の担保財源は確保されているか否か、貸付金の支払能力はあるか否かなどを判断するためのデータとして……情報を利用する。……しかし、現行の財務会計は、利害関係者のなかでも投資者および債権者のニーズと意思決定に焦点を合わせているために、そこからアウト・プットされる情報も投資者および債権者向けであるとい<sup>22)</sup>てよい」。

情報提供機能については債権者が投資者と同様に重視され、しかも、利害調整機能については債権者保護が念頭に置かれているというのであれば、それはどうしてだろうか。

その事実はやはり有限責任制か。

### 有限責任制と債権者保護

「有限責任会社において株主は過保護の状態にあり<sup>23)</sup>」といった捉え方からすると、叙上のように「情報提供機能については債権者が投資者と同様に重視され」というよりも、情報提供機能についても、投資者は債権者と同様に重視されてよいのか、といった疑義すら生じようが、それはさて置き、商法・会社法学者の後藤元は有限責任制について次のように述べている。

「団体の構成員に有限責任を認めるための条件は何であるのかという問題……は、理論的に重要であるのみならず、構成員が例外的に有限責任の利益を享受できなくなる場合を明確にするという実際の意義をも持つものである<sup>24)</sup>」。

「この問題に関して、江頭憲治郎は「事業の開始にあたりリスクに応じた合理的な出資の引受が構成員によってなされ、以後維持され、かつ財務状況に関して合理的な方法で第三者に対する開示<sup>25)</sup>がなされることが、共同企業の構成員に対して有限責任を認めることの必要・十分条件である」と述べている。この江頭の見解はしばしば引用されており、一定の影響力を有しているものと思われる」。

有限責任制は開示（情報提供）がその条件の一つとされており、後藤が引いた同じく商法・会社法学者の江頭憲治郎は開示について次のように敷衍している。

「株式会社等において出資の払戻が禁止されている理由は、構成員の出資が、会社取引上の損失が生じた場合に債権者にすぐさま損害を与えないためのクッションの役割をなすことが期待されているからである。……当初そのクッションは十分であっても、取引上損失が累積すればそれは減少するものであるから、取引先は会社のその時々<sup>25)</sup>の財務状況を知りうる状態におかれなければならないであろう。貸倒れの危険を認識しつつ取引した相手

22) 広瀬『財務会計（第13版）』4～5頁。

23) 友岡「財務会計論の前提としての株式会社・再論」12頁。

24) 後藤元『株主有限責任制度の弊害と過少資本による株主の責任——自己資本の水準から株主のインセンティブへ』2007年、1頁。

25) 同上、2頁。

方は有限責任を対抗されても仕方がないが、危険を認識できない状態において取引した者に対して有限責任を対抗するのは不当だからである<sup>26)</sup>」。

情報提供がない場合には無限責任、ということか。

ただし、その真意はさて置き、ここで江頭が述べているのは、財務状況を知りうる状態にない債権者に対して有限責任を対抗するのは不当、ということであって、これは、無限責任の場合には情報提供がなくともよい、とか、情報提供がなくとも無限責任の場合ならよい、といったことを当然には意味しない。

しかしまた、いずれにしても、情報提供がなく、したがって、不安がある場合には債権者にならなければよい、ともいえようが、債権者のなかには債務者よりも強い立場にある金融機関もあれば、債務者より弱い立場にある売掛債権者もあって、不安がありながらも、債権者にならなければならない、ということもありえよう。

他方、これも商法・会社法学者の葭田英人による以下の記述のように、開示は債権者保護において資本よりも重要、ともされる。

「わが国の改正前商法における株式会社の資本は、会社債権者に対する担保額を意味し、表示資本に相当する財産の維持を要求する財産拘束機能と、配当可能利益算定における控除項目としての計算尺度機能を併せもつ会社債権者保護機能を資本に求めていた<sup>27)</sup>」。

「しかし、資本は……資本に相当する財産がどのような形態で会社に保有されるかを問わない抽象的な金額で……資本は株主が出資した額の歴史的な記録にすぎず、会社の財政状態や支払能力を表すとは限らないものであった<sup>28)</sup>」。

「また、株主有限責任の原則により株主は出資義務を負うだけであるから、会社債権者保護が計算尺度としての資本に結びつく理論上の必然性があるわけではなく、資本は営業不振により会社財産が減少することまで阻止することはできない<sup>29)</sup>」。

「改正前商法は、資本制度を有限責任の代償として位置づけ、設立時に会社自身が最低限度保有すべき責任財産として最低資本金を定め……ていた<sup>30)</sup>」が、「会社法は、会社債権者保護の観点から、株式会社の設立時の財産額である資本金の大小よりも、現在の会社財産状況の把握や開示および適切な会社財産留保措置が重要であると配慮し……会社債権者保護規制の基本は開示の充実による会社債権者の自己防衛にあるとして最低資本金制度を廃止した<sup>31)</sup>」。

26) 江頭憲治郎「企業の法人格」竹内昭夫、龍田節（編）『現代企業法講座 [第2巻] 企業組織』1985年、75頁。

27) 葭田英人『コーポレート・ガバナンスと会計法——株主有限責任と会社債権者保護』2008年、150頁。

28) 同上、151頁。

29) 同上、151頁。

30) 同上、156頁。

31) 同上、162頁。

ただしまた、「基本は開示の充実による……」とされつつも、「および適切な会社財産留保措置」とされており、やはり、先述のように、情報提供機能については債権者が投資者と同様に重視され、しかも、利害調整機能については債権者保護が念頭に置かれている、ということだろうか。

### 利害調整機能における計算

前々項において、会計における計算には経済行為のための計算と情報提供のための計算があり、これらは会計における位置を異にしている、としたが、前項の「および」の「適切な会社財産留保措置」は前者の経済行為のための計算として行われ、これは具体的には分配規制の分配可能利益の計算として行われる。

この辺りのことについて桜井、あるいは広瀬、あるいは葭田は次のように述べている。

「株式会社では株主の有限責任の制度が採用されているため、債権者の権利は会社の純資産によってのみ保証されるにすぎない。したがって配当などにより、会社の純資産が無制限に社外に流出すると、債権者の権利が著しく害される。そこで会社法は、株主と債権者の利害調整の目的で、会社財産を株主に払戻すことが可能な上限額を「分配可能額」として法定し、それを超える分配を禁止している<sup>32)</sup>」。

「株式会社では、株主の責任は、自己の出資額を限度とする間接的有限責任であるところから、一方のステークホルダーである債権者に対しての唯一の担保財源は純資産である。このために、「会社法」の前身である「商法」では従来から、債権者保護の見地から配当可能利益をめぐる株主との利害調整が重視され……てきた<sup>33)</sup>」。

「株式会社においては、株主が有限責任しか負わないので、会社債権者の利益が害されるリスクがある。会社債権者にとって会社財産のみが担保財産であることから、株主と会社債権者との利害の調整を図り、会社債権者を保護するためには、剰余金の分配規制を課す必要がある<sup>34)</sup>」。

どうやら「利害調整」は「債権者保護」と同義であって、ことによると、利害調整機能は「債権者保護機能」と称することもでき、「株式会社の会計には債権者保護機能がある」といった述べ方もできるのかもしれない。

その事由はやはり有限責任制のようだが、それでは有限責任に非ざる場合にはどうなるのだろうか。

32) 桜井『財務会計講義（第18版）』279頁。

33) 広瀬『財務会計（第13版）』352～353頁。

34) 葭田『コーポレート・ガバナンスと会計法』161頁。

有限責任に非ざる場合に配当規制の類いが要るかどうか、ということはこれを即断することはできないが、無限責任形態と有限責任形態の比較においては債権者にとって前者の方が「安全で安心<sup>35)</sup>」、後者の方が「危険で不安<sup>36)</sup>」であって、したがって、債権者保護のための規制はこれの要る度合いは後者の方が低い、ということはいえよう。

しかし、前項の引用はいずれも、要するに、有限責任だから要規制、としており、違和感を覚える。有限責任だから要規制、ということは、少なくとも文字<sup>づ</sup>面上は、無限責任なら規制不要、ということの意味しようが、しかしながら、例えば「もっぱら貧乏人によって構成される無限責任会社には……債権者保護機能がほとんどなく<sup>37)</sup>」、したがって、一定額以上の財産の所有をもって出資者の資格要件としたりしない限り、如上の規制はこれが不要とはいえないだろうし、「すべての株主の財産の状態をつねに把握することなどおおよそ不可能である<sup>38)</sup>」。

ただまた、「無限責任会社にカネを貸すばあいには、出資者の個人的な財産までもが担保になっている<sup>39)</sup>」という無限責任会社の本来的な意義とその出資者のリスクの大きさに鑑みれば、無限責任会社の場合には、例えば桜井が述べるように、「配当などにより、会社の純資産が無制限に社外に流出すると、債権者の権利が著しく害される」ということにはならないのかもしれない。

しかしながら、このようにとつおいつてくると、またぞろ情報提供のことが想起されてくる。

#### 情報提供の意義

投資者については例えば「自分の判断で投資した以上、その結果についても本人が責任を負う」というのが資本市場のルールで……これを「自己責任の原則」といい……そして自己責任の前提には、十分な情報の開示が必要<sup>40)</sup>」などとされているが、債権者についても、例えば既出の葭田の記述によれば、「開示の充実による……自己防衛」が「基本」とされ、ここにおいて「自己責任」と「自己防衛」はほぼ同義とってよく、既述のように、情報を得ることできないために不安がある場合には止めておけばよく、また、情報（当該企業の状態が思わしくないという情報）を得ることができたために不安が生じた場合にも止めておけばよい。

他方また、情報提供は経営者のためにあるという観点をもってする場合には、資金調達をした<sup>41)</sup>い経営者は、資金提供者の不安を解消するため、情報を提供する、ということになろうが、前出の飯野の往年のベストセラー・テキスト（1977年初版刊行）の前には最も売っていたという『体<sup>42)</sup>

35) 友岡『株式会社とは何か』163頁。

36) 同上、164頁。

37) 同上、175～176頁。

「もっぱら貧乏人によって構成される無限責任会社」は「株主たちの財産の不平等性ないし有限性という現実が、株主たちのあいだに、ある特殊な作用をもたらす」（同上、172頁（圏点は原文））ことによってもたらされる。

38) 同上、175頁。

39) 同上、163頁。

40) 水口剛、平井裕久、後藤晃範『企業と会計の道しるべ』2017年、35頁。

41) 「会計というものは経営者のためにこそある」（友岡賛『会計の歴史（改訂版）』2018年、185頁）。

42) 「飯野君のあれが出るまでは私と罵村君の本が……」（山榎忠恕談）。

系財務諸表論』(1973年初版刊行)は、「財務会計」という呼称の意義に拘泥しつつ、資金(資本)調達のための会計について次のように述べている。

「報告の内容が企業の財政状態ないし財務状態であることのゆえに財務会計とよぶのだとする解釈<sup>43)</sup>もあるが、「もともと財務会計つまりファイナンシャル・アカウンティングという呼称が米国において用いられるようになったのは、まさしく資本の調達との関連においてであった。すなわち信用経済の発達を媒介として企業の資本調達がはかられるばあい、そこでは債務の弁済能力の判定のための情報提供つまり債権者の見地からの会計報告が要請されたわけであるが、そのような会計報告は、まさにファイナンスのための会計であるという意味で財務会計の名に相応しいもので……このことは、企業資本の調達におけるその後の事情の変化、つまり株式資本への依存度の増大にともない、債権者のための会計から株主のための会計へと移行をみたのちにおいても、異なる<sup>44)</sup>ところはない」。

しかし、これは経営者のための情報提供ではないのか。「債権者の見地からの」、あるいは「債権者のための」、あるいは「株主のための」とされてはいるものの、「ファイナンスのための」ということは、<sup>ファイナンス</sup>資金調達をしたい経営者のための、ということではないのだろうか。

また、二つ目の「債権者保護と利害調整」と題する項においては、会計には計算という側面と情報提供(知らせる)という側面がある、とし、また、利害調整は計算をもって行われる、としていたが、情報提供(知らせること)をもってなされる利害調整、という関係はこれを看過してよいのか。

前出の飯野、桜井、および広瀬はいずれも分配可能利益の計算を会計の埒外に置いてはいないものの、しかしながら、会計を「伝達する手続」、あるいは「伝達するためのシステム」、あるいは「報告する行為」といったように捉える彼らの定義にしたがう限り、「分配可能利益の計算は会計ではない、ともいえるのかもしれない」と前述したが、そうした場合にはなおも会計に利害調整機能を求めるのであれば、例えば次のような定義が得られよう。

「会計とは、経済主体の種々の利害関係者間の利害調整が果たされるようにするため、あるいはまた、経済主体の種々の利害関係者による意思決定を支援するために、当該経済主体における経済事象・経済状態を貨幣数値をもって認識・測定し、かくて作成された情報を伝達する行為<sup>45)</sup>、である」。

43) 山根忠恕、寫村剛雄『体系財務諸表論 理論篇(4訂版)』1992年、7頁。

44) 同上、7頁。

45) 友岡『会計の歴史(改訂版)』23~24頁。

この定義は、利害調整と情報提供ではなく、利害調整と意思決定支援をもって会計の機能(目的)としているが、これは注記11)に示された事情によっている。

## 利害調整機能への集約

もっとも会計に計算と情報提供の二面を認めつつ、この両面に利害調整機能を求め、認める、という行き方もあるだろう。

敷衍すれば、情報提供はその目的をまずは、利害関係者の意思決定を支援するために情報を提供する、といったように捉えられようが、他方また、情報提供をもって利害を調整する、といったように捉えることもでき、ただし、ここに至って後者については「情報提供」よりも「説明」と称した方が適当だろう。<sup>46)</sup>

いずれにしても、種々の利害関係者のうち、誰までを念頭に置くか、誰までを対象、すなわち説明の相手とするか、ということは企業観ないし会計主体観に依拠しようが、いずれにしても、ここにおける説明は納得を得るためになされ、すなわち、現行の関係について相手の納得を得るためになされる。すなわち、経営者は当該利害関係者との「関係を維持するために」<sup>47)</sup>当該利害関係者「を納得させなければならない」<sup>48)49)</sup>。

このように、説明し（知らせ）、納得を得て、関係を維持する、ということは利害調整にはかからない。

如上の捉え方においては、会計は財産の維持等に繋がる計算をもって利害調整をなし、また、現行の関係に問題がないことを知らせることをもって利害調整をなす、ということになり、したがって、ここに会計の機能ないし目的は利害調整これ一本に集約されることになる。

かくして、会計機能論においては、表4に示されるように、「①利害調整機能と意思決定支援機能を挙げる立場と、②利害調整機能と情報提供機能を挙げる立場と、③利害調整機能、意思決定支援機能、説明責任履行機能を挙げる立場と、④利害調整機能、情報提供機能、説明責任履行機能を挙げる立場」<sup>50)</sup>と、そして⑤利害調整機能のみを挙げる立場が考えられよう。

表4 会計機能論の諸類型

利害調整機能	①	②	③	④	⑤
意思決定支援機能	①		③		
情報提供機能		②		④	
説明責任履行機能			③	④	

46) 注記12)をみよ。

47) 友岡『会計の歴史(改訂版)』25頁。

48) 同上、25頁。

49) 説明、納得、および関係維持については下記のものを参照。

友岡『株式会社とは何か』49～56頁。

50) 友岡『会計学原理』76頁。

## 文 献

- 江頭憲治郎「企業の法人格」竹内昭夫、龍田節（編）『現代企業法講座〔第2巻〕 企業組織』東京大学出版会、1985年。
- 藤井秀樹『入門財務会計（第2版）』中央経済社、2017年。
- 後藤元『株主有限責任制度の弊害と過少資本による株主の責任——自己資本の水準から株主のインセンティブへ』商事法務、2007年。
- 羽田正『興亡の世界史〔第15巻〕 東インド会社とアジアの海』講談社、2007年。
- 広瀬義州『財務会計（第13版）』中央経済社、2015年。
- 飯野利夫『財務会計論（3訂版）』同文館出版、1993年。
- 水口剛、平井裕久、後藤見範『企業と会計の道しるべ』中央経済社、2017年。
- 中野常男「株式会社と企業統治：その歴史的考察——オランダ・イギリス両東インド会社にみる会社機関の態様と機能」『経営研究』第48号、2002年。
- 桜井久勝『財務会計講義（第18版）』中央経済社、2017年。
- 友岡賛『株式会社とは何か』講談社現代新書、1998年。
- 友岡賛『会計学原理』税務経理協会、2012年。
- 友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会、2016年。
- 友岡賛『会計の歴史（改訂版）』税務経理協会、2018年。
- 友岡賛「財務会計論の前提としての株式会社・再論——会計学の基本問題〔Ⅱ〕（9）」『三田商学研究』第61巻第3号、2018年。
- 山榭忠恕、寫村剛雄『体系財務諸表論 理論篇（4訂版）』税務経理協会、1992年。
- 葎田英人『コーポレート・ガバナンスと会計法——株主有限責任と会社債権者保護』日本評論社、2008年。

2017年4月27日成稿